

第8回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年5月17日(木)午後1時15分～午後4時20分

2 開催場所

津家庭裁判所別館4階大会議室

3 出席者

(委員)

上廣正男, 河瀬由美子, 高田健一(委員長), 田中憲子, 棚橋尉行, 中野仁, 村田正人, 山本哲一, 山本藤雄(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

事務局長, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 首席書記官, 主任書記官, 総務課長, 総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員長あいさつ

(3) 市民団体からのアンケートへの対応について意見聴取

(4) 前回の委員会での意見を受けての活動報告

前回のテーマ「子供の側から見た家事事件, 人事訴訟事件について」で意見が出された児童室の内装について, その後改装を行ったことと改装後の同室の内装の様子を報告

(5) 少年事件における被害者配慮制度の概要及び制度利用の現状の紹介

(6) 意見交換

今回のテーマである「少年事件における被害者配慮制度について」の意見交換の要旨は, 別紙のとおり

(7) 次回の意見交換のテーマについて

「少年審判について」

昨今, 低年齢層の少年が引き起こす重大な事件がクローズアップされる中, これらの少年に対する処遇等の在り方を中心に意見交換を行う。

(8) 次回開催日 平成19年11月15日(木)午後1時15分

(9) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

「意見陳述をしたかったが、少年事件は審判が終わるまでの期間が短いためその機会を失ってしまった」という声を聞くことが多い。意見陳述の制度を利用したのが28万件のうち1パーセントにも満たない状況だったというのは、被害者自らが選択したのか、機会を失ったためかを、検証する必要がある。警察や検察段階で、もっとアピールする必要もあると思うが、まず、当の被害者に審判が始まったことを知らせる方法はないのか。

家裁に送致されて事件が係属して間もない時期に、家裁から被害者に対して被害者配慮制度があることや調査に関する文書を送付してお知らせしている。

書面でお知らせする事件は、非行事実や結果の重大さを見て選択する。裁判官から指示があればすぐに文書を送るし、被害者に対して調査が行われることもあるので、これによっても、少年事件が家裁に係属したことが被害者に分かると思う。

成人の刑事事件については、取り調べた被害者に期日や処分結果等を検察庁から教えることになっており、被害感情を明らかにする方法があることを案内し、意向を聞く必要がある。また、検察庁には被害者を支援する部署もある。

少年友の会で付添人として少年事件に関与した経験から言うと、付添人に就任してから審判まで2週間あれば長い方で、1週間というときもあった。審判期日を家裁から積極的に知らされないと、被害者はまず警察へ行って、そこからたどっていくしかなくなる。前もって知らせることはできないのか。

全件で審判期日を被害者に家裁から知らせるのは無理だろうが、申し出てもらえばお知らせします、というのが少年事件における被害者配慮制度の趣旨と考えるがいかがか。

少年法のシステム上、例えば成人刑事事件のように審判廷の外に期日簿を貼っておいたりするのは、特定の少年がどういう内容の事件で審判されるかが明らかになってしまい、保護主義の観点からも不可能と考えられるが、委員の方々の見解はどうか。被害者に対して、審判期日をどう伝えるかの論点に絞ってよいか。

被害者は、まず警察へ相談に行く人が多いのではないか。事情を聞きたいと考えて行くということもあると思うが、警察は被害者感情もある程度吸収している。被害者は裁判所などからの通知を待っているであろうし、警察での相談の際に審判期日に関する基本的な情報などを教えてもらえれば、その通知を見逃すこともなくなり、申出も増えるのではないかと考える。被害者にとって一番身近な警察が、被害者配慮制度についての広報を担うとより良いと思われる。

申出の有無にかかわらず全ての被害者に審判開始に関する案内をする、という制度や運用になっていないのは、まず、裁判所からの封筒が届くだけで非常に驚く方も多いという状況にあることから、被害者に対して二次被害を起こしてはならないという大前提がある。

被害者への通知が審判を開く要件である、というような制度になっていれば権利性は明らかだが、そうなってはならず、被害者が通知を受けることに権利性を付与できるか考える必要がある。現在は、被害者の意見を吸い上げるべき事件かどうかや弊害が生じないかどうかなど、1件ずつ被害者への案内を出すか否かを考えている。

裁判員制度などと同様に、裁判を国民にとって身近なものにするという観点から、被害者への通知を広げることにはできないのか。

少年の保護と、被害者に対する配慮の観点のバランスを考えるべき場面であり、被害者の権利として規定されているわけではないので、被害者に一律通知するなど、運用で広げることにはやはりできないであろう。先程出たように、警察段階で今後の大まかな見通しと手続の流れを教示していただくのが限界と考える。

期日を通知した方がいいかどうかを、被害者に尋ねて欲しいという委員の意見はあるか。

丁寧ではあると思うが、裁判所の手続が煩雑になるのではないか。

被害者は、こういう制度があるよと言ってももらわないと動けないことが多い。それを、あなたが言ってこなかったから仕方ないでしょうというやり方では、実効性がないと思われる。

今後の通知などの手法に関しては、委員の方々の意見を参考にさせていただいた上で検討したい。

少年事件に関しては、少年の側から見てどうかを考える必要もある。観護措置がとられていれば、審判期日がいつごろかというのは大体わかるが、観護措置がとられていない事件についてどう広げていくか、運用を考える余地はあるかと思う。次に、被害者配慮制度のうち、意見陳述に関して、少年に及ぼす影響が大きいこともあり、少年審判の中でどう取り扱うべきかという問題点があり、皆さんの意見を伺いたい。

捜査に携わっていて、加害少年については、被害者のことまで考えが及ばず、想像力や感受性の欠如が原因だと感じることが多い。これを前提にすると、少年の目の前で、被害者が理性的に意見を言うことができれば良いが、そうでない場合には、効果やリスクの面で疑問もあると考える。

鑑別所では被害感情を中心に教えていくので、少年の更生のためには、少年の面前での意見陳述を全ての被害者が行うくらいの運用をして欲しいと考えている。

意見陳述は、少年の更生を目的とした制度ではなく、被害者のための制度である。少年の態度によっては被害者がさらに傷つく場合もあるので、

被害者全員に意見陳述させるのは問題があると考える。

少年は、鑑別所に入ると顔つきが変わってくる。被害者の気持ちとしても、少年のこの顔つきの変化を見せたらいいのではないかと私は考えるがどうか。

意見陳述は、それを希望する被害者が行うというのが大前提で、希望しない被害者を引っ張ってくる制度ではないはずである。

成人刑事事件では、被害者からの意見陳述は年々増えている。少年についても、裁判所の立場として被害者の立場を十分に反映させる運用をしてきており、結果通知や閲覧謄写については少しずつ広がってきているという感じである。意見陳述に関しては、それをどう反映するかという問題があるが、被害者調査の制度を裁判所が活用するという形で広がってきていると思われる。さらに定着させたらどうかという点については、期日を通知することで意見陳述の制度が利用しやすくなるのではという意見をいただいたが、一律の通知とするかはともかく、何らかの方法をとりたいとは考えている。

被害者が意見陳述をする場合、調査官や書記官が気をつけていることはあるか。

書記官が配慮している内容を紹介すると、裁判所で意見を述べたいという気持ちを損なうことがないようにする、被害者に不利益がないようにトラブルを避ける、例えば少年の面前で行う場合、審判廷のどこに座るかなどの位置関係をはじめとした様々な配慮を行い、遮蔽をしたり待機場所として別室を用意したりすることもある。また、加害少年が複数の場合、何らかの形で意見陳述が1回で済むような配慮をすることもある。

実際に調査の中で被害者と接した経験から述べると、感情的になって取り乱す被害者は意外に少なく、少年にきちんと責任を取って欲しいという意見を述べる方が多かったという印象である。

裁判官として、審判廷で被害者に意見陳述させるのは抵抗があるか。

抵抗感はないが、それまでの調査官の調査の結果、少年の心理状況や被害者側の対応がどうであったかなどについて聴いた上で、審判期日で少年の面前で行うか、裁判官が聴取するか、調査官に聴取してもらうかなどを色々考える。少年事件は態様が様々で、根深い問題を抱えたケースもあり相当配慮していかないといけない。やり方を一本にするのは困難である。

意見陳述について、全て期日外に行われたというのは偶然か。

被害者がどれを選択するのかというのが最優先であり、是非少年の面前でという希望があれば、それを尊重して準備を行う。したがって、全て期日外だったというのは、各被害者がそれを希望した結果と言える。

審判での意見陳述はその申出が前提であるが、その申出はまず期日が分かっていないとできないことであるし、意見をだれかに言いたいというのは気持ちがある程度治まっていないと無理である。家庭裁判所という場で

はなおさらである。家庭裁判所が被害者のケアという役割を持ったり、調査の段階でのカウンセリングを行ったりすることは難しいとしても、ケアの能力を持った調査官が話を聞くという方法を探ることはできるか。権利行使に至るまでの心のケアをすることはできないのか。

弁護士会には、犯罪被害者支援部があるが、心のケアまでの役割は担っていない。

みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者からの相談を受けており、臨床心理士がカウンセリングなどのケアを行うこともある。裁判所は中立の機関であることから、被害者側のケアの役割を担うことは難しいと考える。

少年事件記録の謄写を申請した場合、マスキングされるが、その基準がよく分からないので、基準を作って欲しい。

マスキングについて、画一的で明確な基準を作るとするのは困難であると思われる。

少年事件に関してマスキングの範囲の基準を作るとしても、包括的な基準にならざるを得ない。

記録全部を謄写したいと言われると難しい。また、社会記録の閲覧謄写は全く不可能である。

検察庁では、損害賠償請求などの訴訟を起こすのに必要ということであれば、目撃者等の特定のための事実は提供している。また、被害者配慮制度の中で、意見陳述希望者も閲覧可能とパンフレットにも記載されている。

学校関係者としては、少年審判の席で学校の立場から発言したいこともある。凶悪事件は別として、具体的な被害者が想定されないシンナー事件などでは被害者配慮といった制度の余地もないだろうが、近年、監護力が下がっているようなケースだと、鑑別所での生活で顔つきが良くなっている、家に帰されればまた元に戻ってしまうことも考えられる。

自分の経験として調査官に話をしたことが2回あるが、被害者調査や被害者の意見陳述と同列に、学校関係者が処遇などについて意見を言う何らかの方法はあるか。

学校には調査官から照会書を出し、生活の実情などについてご回答いただいている。少年が中学生の場合は、書面で伝わりにくい部分について調査官が直接学校に伺うことも多いし、相談に来ていただいていることもある。これからも必要に応じ、これまでの関係を保っていきたいと考える。さらに審判の席で、担任の教師などから実情などについて話をしてもらった方がよいケースもあり、綿密に相談をしながら連携を続けていきたい。

古い話だが、付添人から裁判所へ、教師の審判への出席を申し入れたものの、散々断られた経験がある。付添人から求めると、難しいのであろうか。是非学校関係者には立ち会ってもらいたいと思うがどうか。

少年と学校の関係の深さなどにより、それぞれのケースで判断すべき事

柄である。立ち会ってもらっても学校側が冷たい態度であれば、少年が傷つくことになる。

出席に関しては、調査官と相談の上、最終的には裁判官が判断するが、保護観察など社会内処遇の場合には、私は申入れがあれば生活指導などの教師に出席してもらうことが多い。また、収容処遇でも後の学校での手当のために必要があれば立ち会ってもらっている。

児童相談所から送致した少年については、相談員も審判に同席させて欲しいと考える。

加害者から被害者等へ、気持ちを述べる場はあるのか。謝罪等の働きかけは、どのように行っているのか。

審判の中で被害者を想像して謝罪の言葉を述べさせることはあり得るが、実際に被害者を前に置いて、謝らせるということはないと思われる。

身柄を拘束されている場合、審判までの間に謝罪に行くことは不可能であるが、調査面接の中でどうやったら謝りに行けるかを考えさせている。被害者に簡単に受け入れてもらえず、拒否されることもある。また、手紙を送って許しを請うなどの行動も促している。

万引などの重大でない事件でも、親が対応できていないケースも多い。そういった場合、調査官が丁寧に説明をし、対応を促している。親や少年が被害者にどう対応したかも処遇を決めるに当たり、影響がある。親の対応も含めて、被害者の感情を想像させ、少年の反省につなげている。